

毎週火、金曜日発行（但休日を除く）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 土地の立入の許可  
公有水面の埋立の承認  
昭和三十九年度の検定供用瀧抽出場所の指定  
肥料の登録の失効  
昭和三十五年九月鳥取県告示第四百六十四号の廃止
- ◇人委規則 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則  
職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則  
職員任用に関する規則の一部を改正する規則
- ◇公告 昭和三十九年度鳥取県職員採用上級・中級試験の実施  
昭和三十九年三月二十七日付け鳥取県告示第四百六十三号中訂正
- ◇正誤

## 告示

### 鳥取県告示第三百三十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入の許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和三十九年六月二日

鳥取県知事

石

破

二

朗

#### 一 起業者の名称

中国電力株式会社鳥取支店

#### 二 事業の種類

電気事業

#### 三 立ち入ろうとする土地の区域

岩美郡岩美町浦富、岩本

#### 四 立ち入ろうとする期間

昭和三十九年五月三十日から

昭和四十年二月二十八日まで

### 鳥取県告示第三百三十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二

条第一項の規定に基づき、昭和三十九年六月二日次のとおり公有水面の埋立の承認をしたので、同法同条第三項において準用する同法第十一条の規定により告示する。

昭和三十九年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 埋立の承認を受けた者  
建設省中国地方建設局長 秋竹 敏実

二 埋立の場所及び面積  
気高郡気高町大字酒津地先六六三・四二平方メートル

三 埋立の目的  
一級国道九号線改築工事道路敷とするため

鳥取県告示第三百三十四号

蚕糸業法施行令(昭和二十年勅令第七百二十二号)第三条の五第三項の規定に基づき、昭和三十九年度の検定供用繭抽出場所を次のとおり指定する。

昭和三十九年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検定供用繭抽出場所

名 称	所 在 地
那是製糸株式会社倉吉工場	倉吉市福吉町一、一六八番地
日本レイヨン株式会社	米子市旗ヶ崎五七八番地
米子製糸工場	米子市旗ヶ崎五七八番地
吉田製糸場	東伯郡東伯町浦安二二三の四
杉本製糸株式会社	羽合町田後三五〇番地二
種子製糸場	東伯町浦安三九〇番二地

鳥取県告示第三百三十五号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和三十九年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)			生産業者の住所及び氏名
		窒素全量	りん酸全量	加里全量	
鳥取県第二六七号	丸妻 桑 尿 素 一 号	一一・〇	八・〇	九・〇	東伯郡大栄町瀬戸五三の九 大栄町農業協同組合 組合長理事 茂 住 正
" 第二七〇号	北条水稻複合肥料粒状丸壘二号	八・五	六・五	九・七	" 北条町弓原三四七の六 下北条農業協同組合 組合長理事 根 鈴 信 雄
" 第二七一号	北条水稻複合肥料粒状丸壘三号	一〇・〇	六・〇	一一・〇	"
" 第二七九号	高尾 水 稻 複 合 肥 料	七・八	四・五	九・三	東伯郡大栄町瀬戸五三の九 大栄町農業協同組合 組合長理事 茂 住 正
" 第二八一号	浅津 水 稻 複 合 二 号	八・四	六・七	一〇・〇	" 羽合町下浅津一九三 浅津農業協同組合 組合長理事 本 多 不二雄
" 第二八七号	北条水稻粒状複合肥料丸砂一号	一〇・五	六・五	一〇・〇	" 北条町弓原三四七の六 下北条農業協同組合 組合長理事 根 鈴 信 雄

鳥取県告示第三百三十六号

鳥取県森林組合併奨励金交付要綱(昭和三十五年九月鳥取県告示第四百六十四号)は、廃止する。

昭和三十九年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

昭和三十九年六月二日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第二十二号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を  
改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年十月鳥  
取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正す  
る。

第四条第二項第四号中「次長」を「次長、室長」に改  
め、同条第三項第五号中「婦長」を「総婦長、婦長」に  
改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年六月  
一日から適用する。

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正す  
る規則をここに公布する。

昭和三十九年六月二日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第二十三号

職務の等級の分類の基準に関する規則の  
一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年  
三月鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように  
改正する。

別表第一中

北九州事務所					次所	長長			を
北九州事務所				所	長	次	長		に
中小家畜試験場					庶務係長	"	"		を
中小家畜試験場					庶務係長	"	"		を
種畜場				場	次	長	"		に
大山放牧場					次	長	"		に

改め、同表の注の一中「北九州事務所所長、農業改良普及所所長、蚕業指導所所長」を「農業改良普及所所長」に改  
める。

別表第七中

家畜保健衛生所									に
家畜保健衛生所					次所	長長	農林技師		を
家畜保健衛生所					室次所	長長	農林技師		に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年六月一日から適用する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年六月二日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第二十四号

職員の任用に関する規則の一部を改正する

規則

職員の任用に関する規則（昭和二十七年十二月鳥取県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の二を次のように改める。

（任命の方法の一般的基準）

第二条の二 職員の職に欠員を生じた場合における職員の任命の方法についての一般的基準は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 公 告

昭和39年度鳥取県職員採用上級・中級試験の実施について次のとおり公告する。

昭和39年6月2日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

## 1 試験の対象となる職

区 分	職 種	採用予定人員
上 級	行 政 職	約 5 人
	農 業 職	若 干 人
	林 業 職	若 干 人
中 級	生活改良普及員	若 干 人

## 2 受験資格

1 男女の別を問いませんが、それぞれの試験区分について次の各号の一に該当する者が受験できます。ただし、生活改良普及員については女子に限り、現に生活改良普及員の資格を有する者又は昭和40年3月31日までにこの資格を取得する見込みの者であることを必要とします。

上 級	(一) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)を昭和37年3月以降に卒業した者又は昭和40年3月31日までに卒業する見込みの者で、昭和9年4月2日以降に生まれた者 (二) 学校教育法による短期大学を昭和37年3月以降に卒業した者で、昭和12年4月2日以降に生まれた者 (三) 人事委員会が前記(一)又は(二)に該当する者と同等と認めた者 (四) 前記(一)、(二)、(三)に掲げる者のほか、昭和12年4月2日から昭和16年4月1日までに生まれた者(学歴を問いません。)
中 級	(一) 学校教育法による短期大学を昭和37年3月以降に卒業した者又は昭和40年3月31日までに卒業する見込みの者で、昭和9年4月2日以降に生まれた者 (二) 人事委員会が前記(一)に該当する者と同等と認めた者 (三) 前記(一)、(二)に掲げる者のほか、昭和12年4月2日から昭和19年4月1日までに生まれた者

2 次の各号の一に該当する者は、受験できません。

- (一) 日本の国籍を有しない者
- (二) 禁治産者及び準禁治産者
- (三) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (四) 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (五) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 第1次試験

### 1 方 法

上級試験については教養試験と専門試験を大学卒業程度において、中級試験については教養試験と専門試験を短期大学卒業程度において行ないます。

- (一) 教養試験 試験区分にかかわらず、公務員として必要な一般知能及び教養について、択一式により行ないます。
- (二) 専門試験 各職種に応じた専門的知識及び能力を有するかどうかについて、上級試験については択一式及び記述式、中級試験については短答式及び記述式により行ないます。

なお、専門試験は、それぞれ次の分野から出題されます。

(上 級)

職 種	分 野
行 政	政治学、社会政策、法律(憲法、行政法、民法)、行政学、財政学、経済学(経済原論、経済政策)、国際関係(国際政治、国際経済)等
農 業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥科学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般等

林業	林政、森林経理、造林、森林利用、木材工芸、林産製造、森林工学等
----	---------------------------------

(中級)

職種	分野
生活改良普及員	被服、食物、保健衛生、住居、家庭管理、教育等

2 日時及び場所

昭和39年7月26日(日)に鳥取市において行ないます。時刻及び試験場は、受験票交付の際お知らせします。

3 第1次試験合格者の発表

昭和39年8月7日(金)に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

4 第2次試験

第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行ないます。

1 方法

- (一) 口頭試問 主として人物について個別面接による試験を行ないます。
- (二) 身体検査 胸部疾患の有無に重点を置いて、職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行ないます。
- (三) 身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

2 日時及び場所

昭和39年8月中旬に鳥取市において行ないますが、第1次試験合格者に通知します。

5 最終合格者の発表

昭和39年8月下旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

6 合格から採用まで

1 合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載されたうえ、任命権者の請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。したがって、合格者の全部が必ず採用されるとは限りません。

なお、生活改良普及員については、生活改良普及員の資格を取得しなかつたときは採用されません。

2 採用候補者名簿の効力は、原則として1年間です。

3 給与は原則として、次表に定める給料月額及び初任給調整手当を支給されますが、経験年数のある者は、その経験年数に応じてそれ以上になり、その後毎年1回定期に昇給します。そのほか手当として、暫定手当、扶養手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

区	分	給料月額	初任給調整手当	合計額
上級	行政職員	16,100円	1,000円	17,100円
	研究職員	16,400円	1,000円	17,400円
中級	行政職員	13,600円		13,600円

7 受験手続及び受付期間

1 申込み用紙の請求

申込み用紙は、鳥取県人事委員会事務局に請求してください。郵便による場合は、封筒の表に「採用試験申込み用紙請求」と朱書き、あて先を明記して、10円切手をはつた返信用封筒を同封してください。

2 申込み

申込み用紙に必要事項を記入し、鳥取県人事委員会事務局に提出して受験票を受け取ってください。郵便による場合は、受験票の郵便はがき欄に住所、氏名を記入し、5円切手をはつてください。

3 受付期間

昭和39年6月15日(月)から昭和39年7月6日(月)午後5時まで。郵送の場合は、昭和39年7月6日(月)午後5時までに着信のものに限ります。

8 その他

この試験の詳細については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。

正 誤

昭和三十九年三月二十七日付け鳥取県告示第百六十三号中次の箇所~~に誤り~~があつたので訂正する。

頁 段 行

二十四 上 六

誤

□ 立木の伐採の限度

正

3 間伐は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度